入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年4月11日
支出負担行為担当官
神戸税関総務部長　宮西　克典
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　28
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量
神戸税関管内８庁舎において使用する電力
神戸税関本関庁舎において使用する電力
①　契約電力　630kW
②　年間予定使用電力　1,869,482kWh
他７庁舎
いずれも契約電力500kW以下
⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期間　平成26年７月１日から平成27年６月30日まで
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」で「A」等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑹　その他　詳細は入札説明書による。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650―0041 神戸市中央区新港町12番１号
神戸税関総務部会計課庁務係　永井　優希
電話078―333―3020
⑵　入札説明書の交付方法
交付期間　平成26年４月11日～平成26年６月３日
本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成26年６月５日17時15分
⑷　開札の日時及び場所　平成26年６月６日10時00分　神戸税関本関４階会議室
4　電子入札システムの利用
本件は、財務省電子入札システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。但し、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　いずれも免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Katsunori Miyanishi, Director of the Coordination Division, Kobe Customs.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and prearrangement quantity of the products to be purchased : Supply of Electric power used at 8 office building in Kobe Customs Jurisdiction.
Kobe Customs House
①　Contract Demand 630kW
②　The estimated consumption electric power 1,869,482kWh
(7 Other Office Buildings)
Contract Demand under 500kW
⑷　Delivery period : From 1, July, 2014 through 30, June, 2015
⑸　Delivery place : As in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade “A” in the Selling in terms of the qualification for participating in tenders by organizations in Kinki area related to the Ministry of Finance (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
④　Have not received suspension of designnated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).
⑤　A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.
⑺　Time-limit for tender : 5 : 15 PM, 5, June, 2014
⑻　Contact point for the notice : Yuuki Nagai, procurement section, Accounting Division, Kobe Customs, 12―1, Shinko-cho, Chuo-ku, Kobe-shi 650―0041 Japan TEL 078―333―3020.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年４月11日
支出負担行為担当官
大阪税関総務部長　江上　正弘
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　27
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量
貨物自動車　１台
⑶　購入物品の特質等　仕様書による。
⑷　納入期限　平成26年９月12日
⑸　納入場所　仕様書による。
⑹　今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期
①　普通乗用自動車１台　平成26年７月頃。
②　小型乗用自動車（ハイブリッド車）２台　平成26年７月頃。
③　小型乗用自動車２台　平成26年７月頃。
④　軽乗用自動車１台　平成26年７月頃。
⑤　軽貨物自動車２台　平成26年10月頃。
⑺　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額から消費税が非課税及び不課税の費用（以下「非課税等費用」という。）の額を控除した金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるとき、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から非課税等費用の額を差し引き、その金額の108分の100に相当する金額に非課税等費用の額を加えた金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。